

工業包装職種(工業包装作業)

<p>作業の定義</p>	<p>工業包装作業は、物品を輸送、保管することを主目的として施す作業であり、内装及び外装作業をいう。                  (参考1)工業包装(JISZ 108:2012):物品を中間業者に配送すること、及び/又は保管することを主目的として施す包装                  (参考2)技能検定試験は工業製品の輸送用包装に必要な技能を対象としている</p>		
<p>必須業務(移行対象職種・作業で必ず行う業務)</p>	<p>第1号技能実習</p> <p>(1)工業包装作業                  ①製函及び包装作業                  1. 段ボール箱の組立て及び包装作業                  ②その他の包装作業(必要に応じて行う。)                  1. 鋼製容器(密閉、すかし)による包装作業                  2. パレタイズ(ストレッチ包装、シュリンク包装)による包装作業                  3. バンドルによる包装作業                  4. ドラムによる包装作業                  5. 裸荷の包装作業                  6. 海上コンテナによる包装作業                  ③物品の保護のための包装作業                  (1は必ず行い、他はできるだけ行う。)                  1. 防水包装作業                  2. 防湿包装作業                  3. 緩衝作業                  4. 固定作業</p>	<p>第2号技能実習</p> <p>(1)工業包装作業                  ①製函及び包装作業                  1. 段ボール箱の組立て及び包装作業                  2. 木箱の仕組製材、平打ち、組立て及び包装作業                  (木箱例)普通木箱、腰下付木箱、枠組箱、外棧枠組箱、ワイヤバンド箱、腰下盤                  ②その他の包装作業(必要に応じて行う。)                  1. 鋼製容器(密閉、すかし)による包装作業                  2. パレタイズ(ストレッチ包装、シュリンク包装)による包装作業                  3. バンドルによる包装作業                  4. ドラムによる包装作業                  5. 裸荷の包装作業                  6. 海上コンテナによる包装作業                  ③物品の保護のための包装作業                  (1及び2は必ず行い、他はできるだけ行う。)                  1. 防水包装作業                  2. 防湿包装作業                  3. 緩衝作業                  4. 固定作業</p>	<p>第3号技能実習</p> <p>(1)工業包装作業                  ①製函及び包装作業                  1. 段ボール箱の組立て及び包装作業                  2. 木箱の仕組製材、平打ち、組立て及び包装作業                  (ボルト組立て含む)                  (木箱例)普通木箱、腰下付木箱、枠組箱、外棧枠組箱、ワイヤバンド箱、腰下盤                  ②その他の包装作業(必要に応じて行う。)                  1. 鋼製容器(密閉、すかし)による包装作業                  2. パレタイズ(ストレッチ包装、シュリンク包装)による包装作業                  3. バンドルによる包装作業                  4. ドラムによる包装作業                  5. 裸荷の包装作業                  6. 海上コンテナによる包装作業                  ③物品の保護のための包装作業(すべて行う)                  1. 防水包装作業                  2. 防湿包装作業                  3. 緩衝作業                  4. 固定作業</p>
<p>関連業務、周辺業務(上記必須業務に関連する技能等の修得に係る業務等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(2)安全衛生業務</p> <p>①雇入れ時等の安全衛生教育                  ②作業開始前の安全装置等の点検作業                  ③工業包装職種に必要な整理整頓作業                  ④工業包装職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業                  ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業                  ⑥安全装置の使用等による安全作業                  ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業                  ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: center;">} ※</p> <p>(1)関連業務                  1.工業包装物被体の採寸作業                  2.製箱(函)指示書の作成作業                  3.前処理作業(主として金属、金属製品及び部品を包装する際に腐食または錆の発生を防ぐために、金属製品等に施す短期防錆の技法をいう。ここでは、金属品等の仕上げ面または塗装を施さない部分の防錆処理であって、ペイント塗装、メッキなどの長期防錆処理は含まない。)                  4.マーキング作業                  5.流通加工作業(荷主から引き受けた商品に対し、植札タグをつけたり、注文に応じて部品を組み立てて箱詰め(包装)したり配送先に応じたピッキング作業をするといった、出庫時に行う方が効率的な作業を生産者に成り代わり行う作業)                  6.保管作業                  7.荷役作業                  8.工業包装材料及び容器等の保管・管理作業</p> <p>(2)周辺業務                  1.構内搬送作業                  2.工業包装作業に伴う情報関連作業</p> <p>(3)安全衛生業務(関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務)                  上記※に同じ</p>		
<p>使用する素材、材料等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>1. 段ボール箱                  2. 強化段ボール箱                  3. 木箱</p>	<p>4. 防水材料                  5. 防湿材料                  6. 緩衝材料</p>	<p>7. 固定材料                  8. その他包装材料</p>
<p>使用する機械、器具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①工作用器具等                  1.大工道具(金槌、のこぎり、ドライバ、釘、電動ドライバ、電動のこぎり、エア・タッカ等)                  2.その他の製函用、包装用工具                  ②包装機械                  1.各種製函用機械                  2.各種包装用機械</p>		
<p>製品等の例(該当するものを選択すること。)</p>	<p>工業包装作業の結果が製品である。</p>		

移行対象職種・ 作業とはならない 業務例	<ol style="list-style-type: none"><li>1.個装のみの作業(商品の個別包装のこと。物品の一つ一つを保護、あるいは見栄えを良くする目的で最小単位で包装する。個包装ともいう)</li><li>2.商業包装作業(JISZ0108:2012 商品の一部として又は商品をまとめて取り扱うために、商業取引の各レベルに合わせて施す包装)</li><li>3.荷役機械の運転のみの作業</li><li>4.段ボール製造作業</li><li>5.パレット製造作業</li><li>6.段ボール箱の包装システム(セットアップケーサ及びラップアラウンドケーサ等)による自動包装作業</li><li>7.段ボール箱による包装作業で、人力によりかつ上記必須作業の「③物品の保護のための包装作業」を全く含まない単純・反復作業</li><li>8.製材作業</li><li>9.上記の関連業務及び周辺業務のみの場合</li></ol>
----------------------------	--